

建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設等の用途に供する建築物の敷地の位置について

建築基準法第51条では、卸売市場やごみ焼却場などの特殊な用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条のただし書きの規定に基づき都市計画審議会の議を経たうえで、特定行政庁の許可を得れば建築することができることとなっている。

| 申請者 | 敷地の位置（用途地域） | 面積 | 備考（処理施設の種類及び処理能力） |
|------------------------|------------------------------------|---|---|
| 梅崎礦業株式会社 代表取締役 梅崎 淳 | 北九州市門司区 新門司三丁目67番16 (工業専用地域) | 敷地面積: <u>6,586.53 m²</u> 建築面積: <u>1,037.07 m²</u> 〔申請部分(既存) 498.00 m ² 〕 延べ面積: <u>1,037.07 m²</u> 〔申請部分(既存) 498.00 m ² 〕 | 産業廃棄物処理施設 ・ 廃プラスチック類の破碎 <u>11.5 t/日(8時間)</u> 一般廃棄物処理施設 ・ ごみ処理(木くず) <u>11.25 t/日(5時間)</u> |

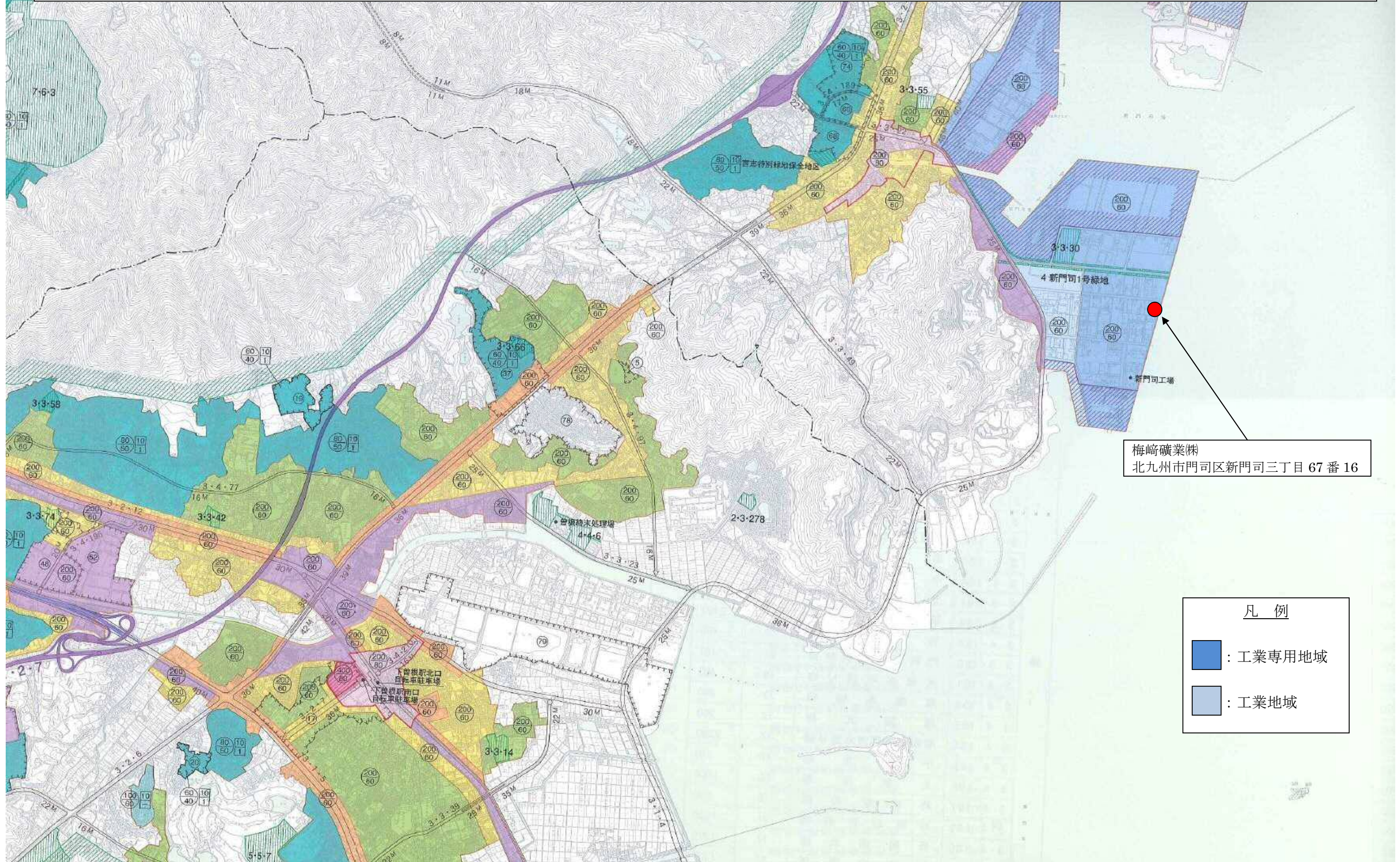
申請地は付近見取図(資料267-1)に示すとおり。

(建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を必要とする理由)

申請者は当敷地において、平成13年5月から産業廃棄物(廃プラ、ガラスくず、金属くず等)の中間処理施設、及び一般廃棄物(木くず)の処理施設として操業を行っている。現在稼働中の施設は廃掃法で定める基準を下回っているため建築基準法第51条ただし書きの許可は不要であった。

今回の申請は破碎設備の老朽化に伴う同設備の更新によるものであるが、昨今の受注増を受けその処理能力の増強を併せて実施するため、廃掃法で定める基準を上回ることから、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を申請する必要性が生じたものである。なお、今回の許可において、建物の新築等の予定はない。

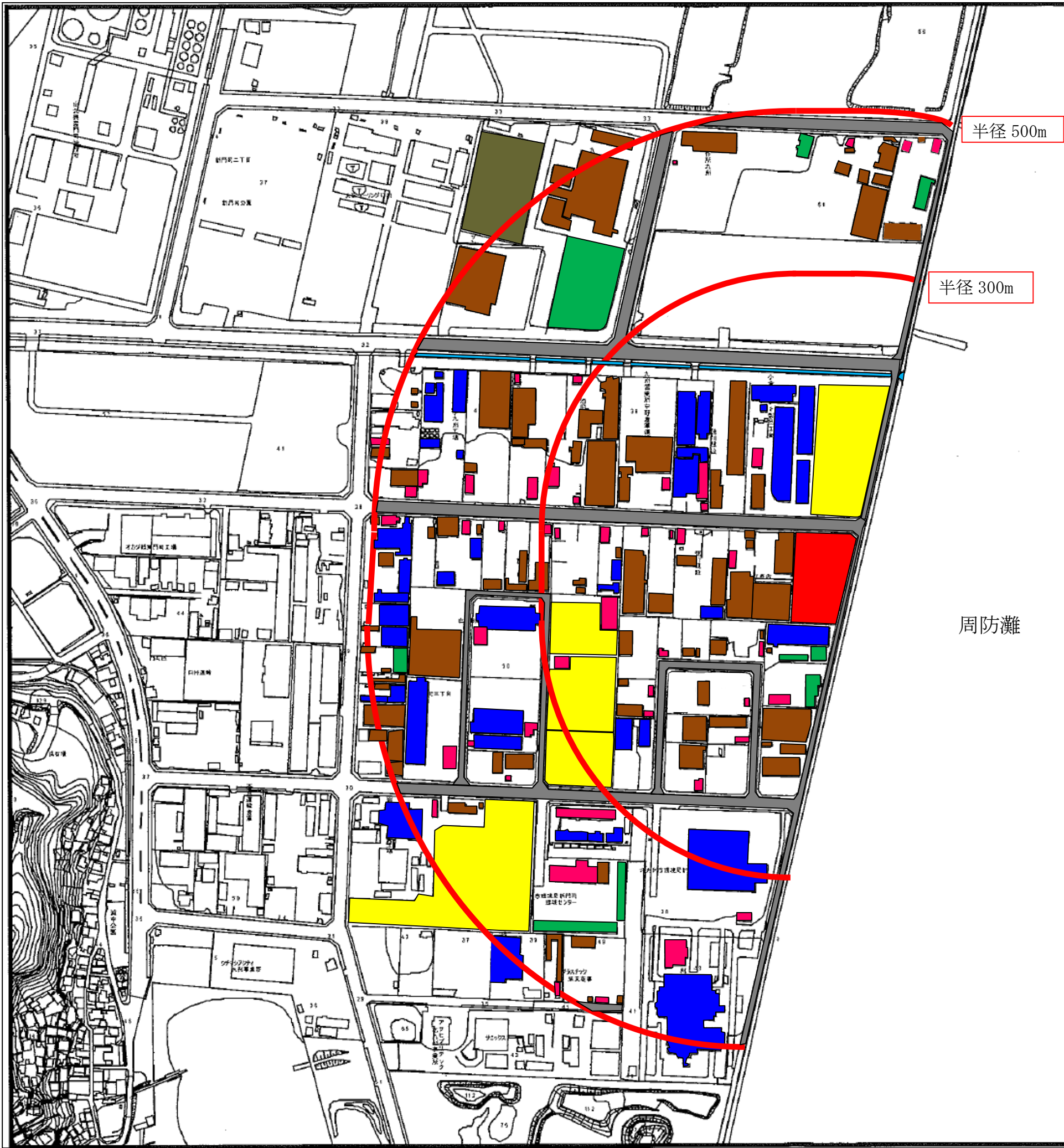
建築基準法第 51 条の規定によるごみ処理施設等の用途に供する建築物の敷地の位置について
付近見取図（用途地域図） S=1 : 25,000



梅崎産業株式会社
北九州市門司区新門司三丁目 67 番 16

- 凡例
- : 工業専用地域
 - : 工業地域

用途現況図



- 凡 例
- : 申請地
 - : 工場
 - : 河川
 - : 倉庫
 - : 空地
 - : 車庫
 - : 事務所
 - : 道路
 - : 豊国学園グラウンド
 - : 製品置場

周防灘

地形図

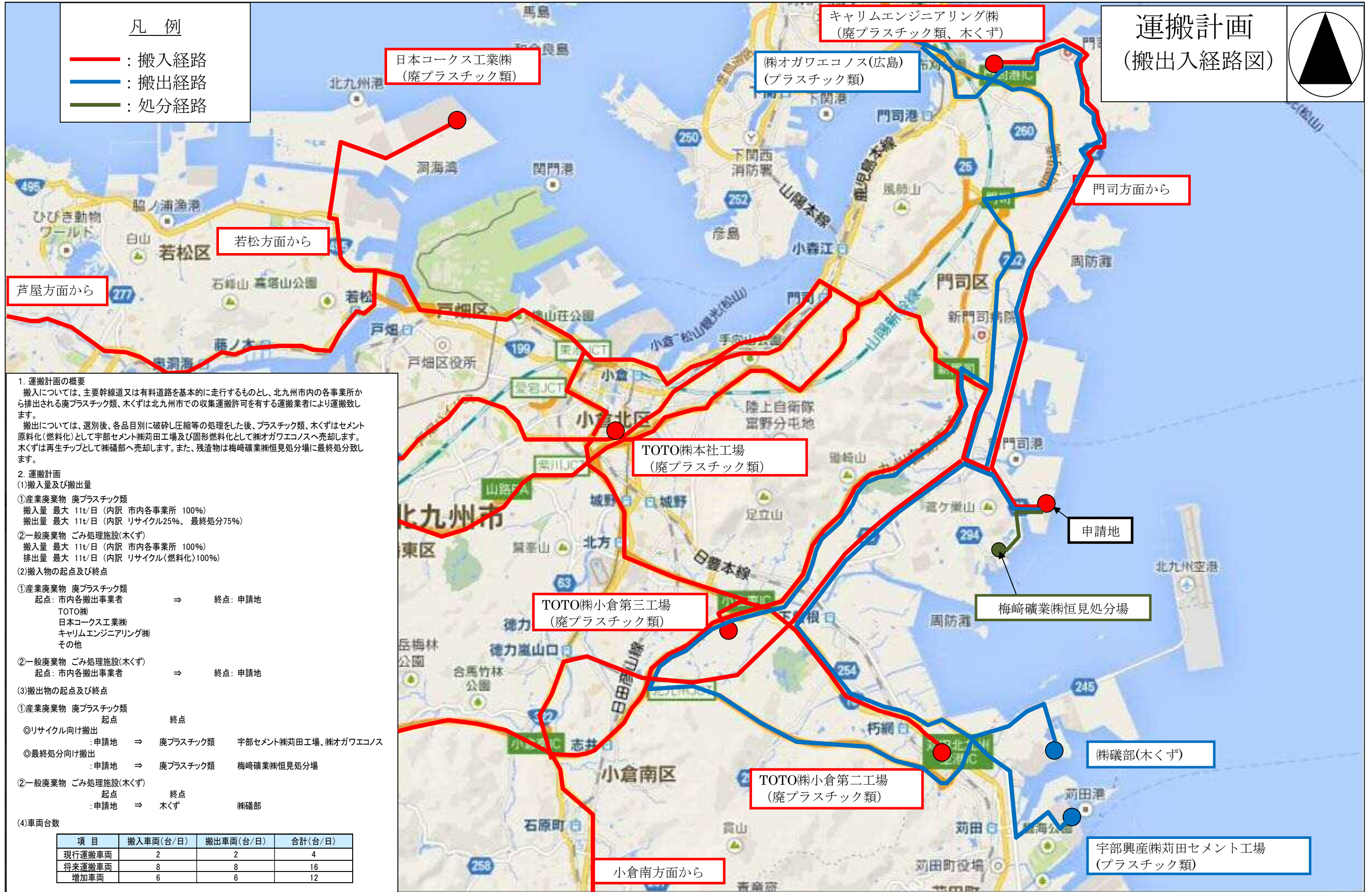
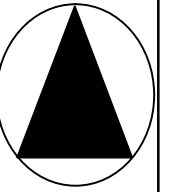


縮尺 約1/5000
北九州市 都市計画課

凡 例

- : 搬入経路
- : 搬出経路
- : 処分経路

運搬計画
(搬出入経路図)



1. 運搬計画の概要
搬入については、主要幹線道又は有料道路を基本的に走行するものとし、北九州市内の各事業所から排出される廃プラスチック類、木くずは北九州市での収集運搬許可を有する運搬業者により運搬致します。
搬出については、選別後、各品目別に破砕し圧縮等の処理をした後、プラスチック類、木くずはセメント原料化(燃料化)として宇部セメント株式会社工場及び固形燃料化として株式会社オガワエコノスへ売却します。木くずは再生チップとして株式会社梅崎へ売却します。また、残渣物は梅崎産業株式会社恒見処分場に最終処分致します。

2. 運搬計画
(1)搬入量及び搬出量
①産業廃棄物 廃プラスチック類
搬入量 最大 11t/日 (内訳 市内各事業所 100%)
搬出量 最大 11t/日 (内訳 リサイクル25%、最終処分75%)
②一般廃棄物 ごみ処理施設(木くず)
搬入量 最大 11t/日 (内訳 市内各事業所 100%)
排出量 最大 11t/日 (内訳 リサイクル(燃料化)100%)

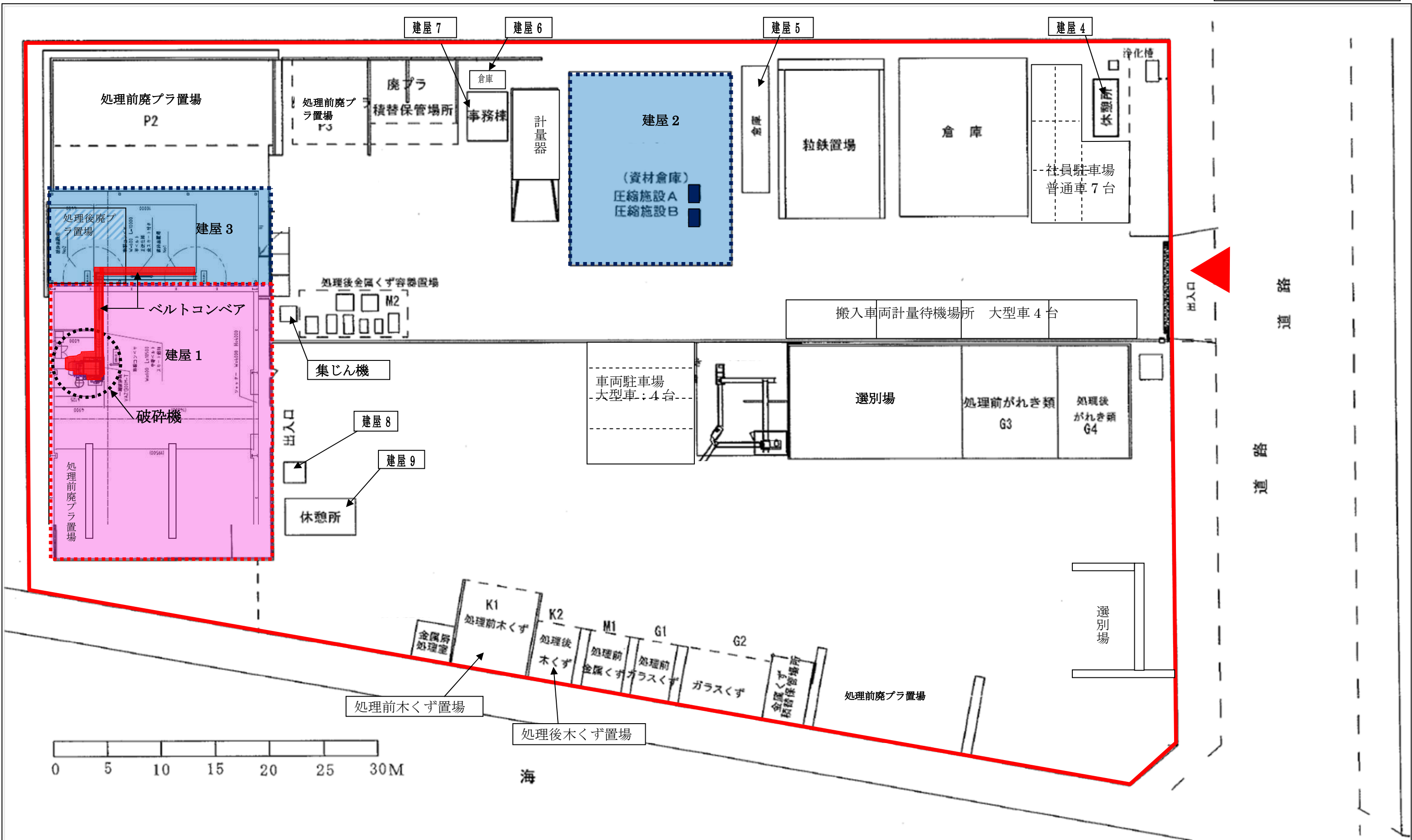
(2)搬入物の起点及び終点
①産業廃棄物 廃プラスチック類
起点: 市内各搬出事業者 ⇒ 終点: 申請地
TOTO株式会社
日本コークス工業株式会社
キャリムエンジニアリング株式会社
その他
②一般廃棄物 ごみ処理施設(木くず)
起点: 市内各搬出事業者 ⇒ 終点: 申請地

(3)搬出物の起点及び終点
①産業廃棄物 廃プラスチック類
起点 終点
◎リサイクル向け搬出
:申請地 ⇒ 廃プラスチック類 宇部セメント株式会社工場、株式会社オガワエコノス
◎最終処分向け搬出
:申請地 ⇒ 廃プラスチック類 梅崎産業株式会社恒見処分場
②一般廃棄物 ごみ処理施設(木くず)
起点 終点
:申請地 ⇒ 木くず 株式会社梅崎

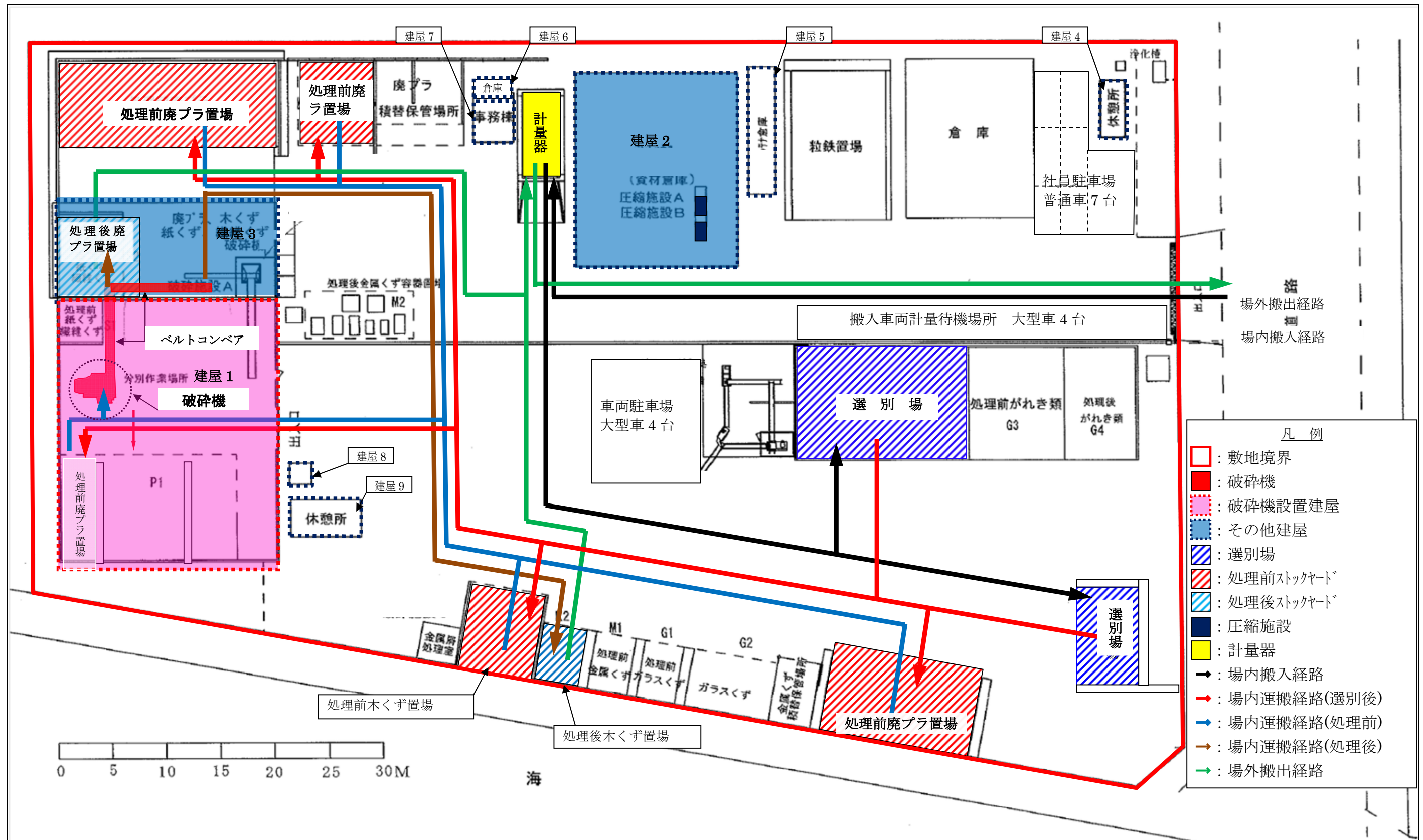
(4)車両台数

| 項目 | 搬入車両(台/日) | 搬出車両(台/日) | 合計(台/日) |
|--------|-----------|-----------|---------|
| 現行運搬車両 | 2 | 2 | 4 |
| 将来運搬車両 | 8 | 8 | 16 |
| 増加車両 | 6 | 6 | 12 |

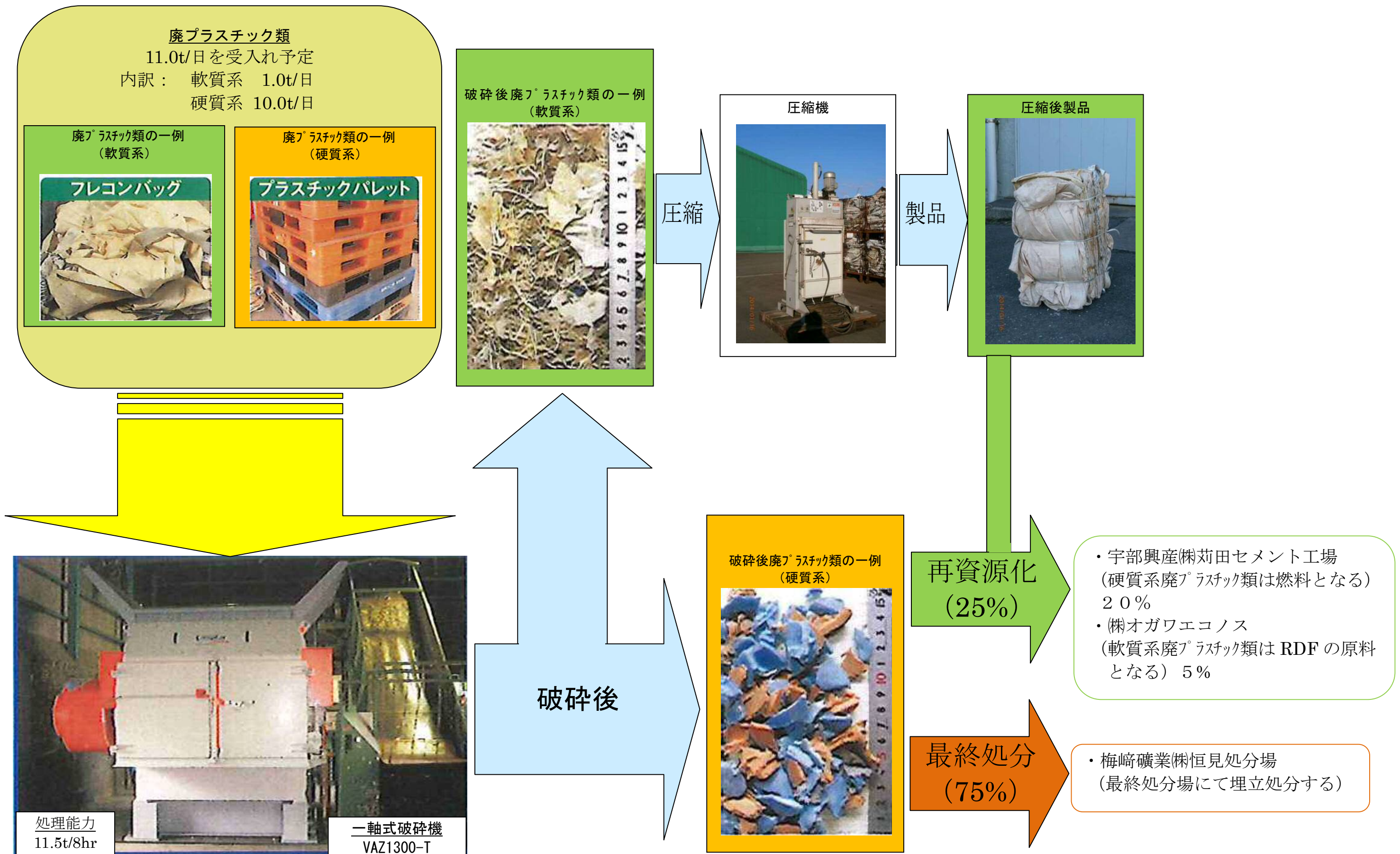
施設配置図



産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類の破碎）及び一般廃棄物処理施設（ごみ処理：木くず） 操業フロー図



産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類の破碎)の処理フロー図



一般廃棄物処理施設(ごみ処理：木くず)の処理フロー図

